

## ◆新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いについて

3月14日付け府医FAX情報2451号および会員ML[kma:00808]にて既報のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されることに伴い、5月8日以降、診療報酬上の臨時的取扱いやコロナ診療にかかる公費対象は下記のとおり縮小される予定です。なお、現時点の臨時的取扱いについては、府医ホームページ「新型コロナウイルス関連特設ページ」内の「更新情報・お知らせ」<2022.12.27 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いのまとめ>をご参照ください (<https://www.kyoto.med.or.jp/info/archives/4772>)。

### <外来・在宅診療> ※主なもののみ抜粋

※見直しの内容は、詳細が示され次第お知らせします

	～3月31日	4月1日～ 5月7日	5月8日～
院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱い）300点	○	○	△ （見直し）
二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱い）147点	○	×	×
救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱い）（COV・外来診療）950点	○	○	△ （見直し）
救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的取扱い）（COV・往診等）2,850点	○	○	△ （見直し）

### <電話診療> ※主なもののみ抜粋

※5月8日以降の取扱いは、内容が示され次第お知らせします

	～3月31日	4月1日～ 5月7日	5月8日～
二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料または再診料・診療報酬上臨時的取扱い）250点	○	○	不明
電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱い）147点 （重症化リスクのあるコロナ陽性患者への電話診療）	○	×	×

<公費の対象> ※主なもののみ抜粋

※「×」については、保険単独扱いとして自己負担分を徴収

		～3月31日	4月1日～ 5月7日	5月8日～
SARS-COV-2 抗原検出（定性）300点 免疫学的検査判断料 144点		○	○	×
SARS-COV-2 核酸検出 700点 微生物学的検査判断料 150点		○	○	×
救急医療管理加算1（診療報酬上臨時的 取扱）（COV・外来診療）		○	○	×
治療薬	新型コロナ治療薬 （ラゲブリオ・ゾコーバ等）	○	○	○
	上記以外（解熱剤（カロナール等）、鎮咳剤（メジコン等） など）	○	○	×